

仕様書等に関する質問回答

調達案件名 学習者用コンピュータ等共同調達（iOS・購入）

質問回答日 令和7年4月18日

No.	質問	回答
1	付属品 タッチペン（電源式・非電源式）について仕様書別紙に基準品として複数メーカー製品、タッチペンの記載がありますが、自治体によって選定するタッチペンメーカーが異なることをお認めいただけますでしょうか。	全参加自治体同一製品であることが望ましいですが、基準品又は同等品承認申請により承認された製品であれば、各参加自治体異なる製品でも差し支えありません。この場合、1自治体1製品とし、1自治体に複数製品を納入することは認めません。 なお、自治体ごと異なる製品とする場合でも、1本あたりの単価は全自治体同額であることとします。
2	Apple School Managerに関して新規での構築が必要な自治体はございますでしょうか。もし必要な自治体があれば、ご教示ください。	新規での構築が必要な自治体はありません。 なお、調達する端末情報の追加や登録情報の変更等は必要となります。
3	別紙1 調達機器・仕様一覧（2）設置・据え付けについて開梱・不要梱包物撤去処理「（2）開梱作業等によって生じた梱包物は、撤去処理すること。」とありますが、自治体によっては納品時に端末が入っている段ボールなどの梱包物を残すことを希望するケースが考えられます。そのような場合、後日、学校側での開梱が終わった後の梱包物撤去処理の依頼については本件の費用に含まない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、学校側の希望により納入時に梱包物撤去を行わないことを可とするかどうかについては、各参加自治体と契約締結時や納入日程調整時等、納入前に調整してください。
4	別紙1 調達機器・仕様一覧 1. （2）設置・据え付け 開梱の上納入することとあるが、納入台数が多い場合10台程度開梱の上動作確認を行い、残り台数は梱包状態で納品する事は可能でしょうか。	仕様書4(4)のとおり、各参加自治体 が指定する初期設定（キッティング）が完了し、通常使用できる状態をもって 納入完了とし、機器が正常に稼働することを確認した上で、納入先所属担当者に確認を求めることとしています。 また、仕様書別紙1の1(2)初期設定（キッティング）(9)のとおり、主な業務内容に、各納入先でのネットワーク接続確認を含めています。 納入台数の一部のみの動作確認をもって納入完了とするかどうか、動
5	別紙1 調達機器仕様一覧 1. （2）設置・据え付け 今回の指定品にあるペンはいずれもペ어링を行う必要がございますので新品個包装のまま指定台数分を一括で納品すれば仕様を満たしますでしょうか。 （本体に吸着状態で納める必要は無かったでしょうか）	タッチペンについて、本体に吸着状態で納入する必要はありませんが、仕様書別紙1の1(2)開梱・不要梱包物撤去処理(1)のとおり、開梱の上納入することとしているため、開梱せずに納入することを可とするかどうかは、契約締結時に各参加自治体と協議の上決定するものとします。
6	別紙1 調達機器・仕様一覧 1. （2）設置・据え付け タブレット端末一式 管理番号等テプララベル添付について、本体、USB-C充電ケーブル、電源アダプターを想定すれば良いでしょうか。	仕様書別紙1の1(2)管理番号等テプララベル添付(2)のとおり、管理番号等テプララベルは、各参加自治体が指定する物及び指定する箇所に添付することとしているため、貼付する物については、契約締結時に各参加自治体が指定するものとします。
7	別紙1 調達機器仕様一覧 1. （2）設置・据え付け 初期設定（キッティング）について、(1)Apple School Managerの登録・設定、(2)Automated Device Enrollment、(3)Volume Purchase Programの設定は、Apple社への登録申請が前提となり、この申請についてはお客様がApple社と直接やり取りして頂く事が原則となります（代理申請不可。申請、登録時にお客様メールや電話での認証確認など行う必要があります）。これらについてはお客様主体で行って頂き、受注者は登録補助を行うの認識でよろしいでしょうか。（Apple社に登録完了後の機器への反映設定は初期設定の範囲として行います。）	お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
8	別紙1 調達機器仕様一覧 2. オプション モバイルデバイス管理(MDM) (1) ライセンス期間は5年であることについて、導入構築期間（製造者より使用開始案内受領後から実際にお客様が使用する開始日までの引き渡し期間を含む）を考慮したライセンス提供が難しい場合、導入構築期間を含めた5年間（お客様が実際に使用する開始日より前から5年間となります）という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、予め導入構築期間を考慮したライセンス提供が難しいことが想定される自治体については、できる限り導入構築期間を考慮したライセンス提供が可能となるよう、契約締結時に納入期限の後ろ倒し等の対応策について提案願います。
9	学習用コンピュータ等共同調達仕様書 3. 仕様要件 (3) 無償で提供されるものではありませんが、複数のディストリビュータからiPadの下取りサービスが提供されております。 これは各教育委員会で今回入替対象となるiPadの台数を事前に知らせておけばその分値引き対応が可能となるもので導入コストを抑えられること。また自治体毎の旧iPad廃棄処分コストの負荷軽減が見込めます。 このサービスは前述の通り事前に下取り台数の把握が必要になる為、サービス利用に賛同する自治体様の引き取り対象台数を確認いただくことは可能でしょうか。 もしくは独自に各教育委員会に確認してもよろしいでしょうか。	本公告には下取りを含めていないため、サービス利用に賛同する自治体の引き取り台数の確認は対応いたしかねます。また、入札説明書7(3)のとおり、参加自治体に直接問合せや質問を行うことは禁止しているため、参加自治体への直接の問合せもお控えください。 各参加自治体の下取りサービスの利用を含めて契約するかどうかは、契約締結時に各参加自治体に確認してください。
10	学習用コンピュータ等共同調達仕様書 4. 納入条件 (6) 『必要に応じて操作説明を求める事がある』とございますが対象はiPad/MDM/オプション品のうちどれになりますでしょうか。 また問い合わせはどの程度の期間をお受付すればよろしいのでしょうか。	対象はタブレット端末、モバイルデバイス管理（MDM）とし、問い合わせ期間は各参加自治体の検収後1カ月程度とします。
11	購入台数が多量のため、概算払いをいただくことは可能でしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、概算払いの可否については、参加自治体によって異なります。 各参加自治体の概算払いの可否については、以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆白石市、村田町、丸森町、塩竈市、名取市、山元町、大郷町、富谷市、加美町、色麻町、涌谷町、女川町、気仙沼市 不可 ◆蔵王町 可 ただし、割合等について契約時に協議が必要となる。 ◆七ヶ浜町 納品数量に対する支払いであれば可能な場合もある。 ◆美里町 可 概算払を希望する場合は、概算払によらなければ契約の締結が困難であることを示す合理的な理由を、文書等により明示すること。 なお、提出された理由を審査の上、概算払を認めない場合においても、履行に支障を生じることのないよう、必要な資金計画等を含めた調達計画をあらかじめ整えておくこと。
12	入札金額には商品の調達費用も含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
13	再委託は可能でしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、再委託の可否については、参加自治体によって異なります。 各参加自治体の再委託の可否については、以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大郷町、女川町、気仙沼市 不可 ◆蔵王町、村田町、名取市、加美町、色麻町 可 ◆白石市 可能ですが、市の承諾を必要とします。 ◆丸森町 可 契約書に、業務の一部を他業者へ再委託する旨明示すれば可能。 ◆塩竈市 可 再委託に際しては契約後、発注者（市）と受注者が協議して定めるものといたします。 ◆山元町 一部可 物品購入に係る再委託は不可。納品に係る運搬費等は可。 ◆七ヶ浜町 再委託の詳細が不明なため、現段階で明確な回答はできない。契約締結時に再委託の詳細について確認の上、可否を決定する。 ◆富谷市 可 但し、事前に本市と協議の上定めることとします。 ◆涌谷町 可 但し、事前に協議し発注者の承諾が必要です。 ◆美里町 可 再委託をする場合は、予め町の承認を受けること。 なお、町の承認が得られない場合においても、納期内に納品を完了できる体制を整えること。
14	管理ラベルの仕様の指定はありますか（バーコード、QRコードの有無など）	仕様書別紙1の1(2)管理番号等テープラベル添付(1)のとおり、各参加自治体が指定する内容で管理番号等テープラベルを作成することとしているため、自治体によって異なります。 各参加自治体が指定する仕様は、契約締結時に各参加自治体に確認してください。
15	再梱包の形態にご指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、納入完了まで破損・汚損等が生じないよう適切に対応してください。

No.	質問	回答
16	修理受付の電話については、コールセンターの個別の回線が必要でしょうか。	コールセンターの個別回線は必須ではありませんが、受注者側の受電者は、各参加自治体からの修理受付の電話が本公告による契約によるものであることを把握した上で対応していただく必要があります。